

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部母子保健福祉課

法令名	児童福祉法	法令の番号	昭和22年法律第164号				
不利益処分の種類	指定療育機関の指定取消	根拠条項	第20条第8項				
処 分 基 準	<p>指定療育機関が第6項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなったとき、第21条の規定に違反したとき、その他指定療育機関に療育医療を担当させるについて著しく不適當であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	母子保健福祉課	交付 機関	母子保健福祉課	目次 NO	2